

大竹市特定不妊治療支援事業のお知らせ

大竹市では、令和4年度から保険適用となった特定不妊治療（体外受精、顕微授精等）に合わせて行われる先進的な医療等の治療費の一部を助成しています。（※広島県と助成対象が異なりますので、ご注意ください。）

1 対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ① 令和4年4月1日以降に特定不妊治療等を実施する医療機関として国が認めた医療機関で保険適用となった特定不妊治療と合わせて先進医療等を受けた方
- ② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 申請時点において、夫婦のいずれか一方が大竹市に住所を有していること
- ④ 広島県特定不妊治療支援事業の助成承認決定を受けていること
- ⑤ 治療時に婚姻をしている夫婦（事実婚の方も対象）
- ⑥ 市民税等を滞納していないこと

2 助成額

- 特定不妊治療に併せて行われた先進医療または審議中の技術に要する自己負担額から、県助成額を差し引いた額（上限5万円）
- 男性不妊治療に併せて行われた先進医療または審議中の技術に要する自己負担額から、県助成額を差し引いた額（上限5万円）

3 助成回数

初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

- 40歳未満の場合：43歳になるまで1子ごとに6回
- 40歳以上の場合：43歳になるまで1子ごとに3回
- ※ 他の自治体で助成を受けている助成も助成回数として含めます。
- ※ 助成回数のリセットについては、県に準じます。

年齢要件、助成回数、広島県特定不妊治療支援事業と同様です。

助成対象は、異なりますのでご注意ください。

詳しくは、広島県のホームページをご確認ください。

広島県 特定不妊

検索

4 申請手続き

(1) 必要書類

	必要書類	備考
1	大竹市特定不妊治療支援事業申請書兼請求書（様式第1号）（原本） ※ 申請書には押印が必要です	市のホームページからダウンロードできます。
2	医療機関が発行する特定不妊治療支援事業申請に係る証明書（広島県統一様式）（原本または写し）	
3	広島県の特定不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）	受理後45日以内のもの
4	医療機関が発行する領収書（写し）	証明金額分が必要です。（院外処方分を含む）
5	申請者名義の振込先の通帳の写し	口座番号、支店コード等が記載しているページ
6	戸籍謄本	夫婦が別世帯の場合、夫婦いずれかが大竹市外に住所を有している場合、事実上の婚姻関係にある場合に限る
7	事実婚関係にある申立書（様式第2号）	事実上の婚姻関係にある場合に限る

(2) 申請期限 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書受理後 45日以内
※ 期限を過ぎると申請できませんので、ご注意ください。

(3) 提出先 大竹市役所2階 保健医療課窓口（窓口番号10番）

(4) 助成の決定 書類審査後、「交付決定通知書」を郵送します。

【申請・問い合わせ先】

大竹市保健医療課 保健予防係（窓口番号10番） 電話：0827-59-2140（直通）

○ ○ ○ この事業は、岩国飛行場に係る再編交付金で造成された「健やか安心基金」を活用しています ○ ○ ○

令和7年4月作成